

# 短期入所生活介護事業者指定申請の手引き

## 《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 共生型短期入所生活介護の基準
- 3 申請に当たっての留意点
- 4 申請に必要な書類
- 5 その他
- 6 お問い合わせ・申請書類提出先

## 1 指定要件の概要

短期入所生活介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 申請者が法人かつ、その代表者及び役員が暴力団関係者でないこと。

○法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

○法人の代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないものとします。

(2) 以下の人員を配置すること。

### ①管理者

○常勤・専従の管理者を置かなければなりません。

○管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

### ②医師

○週 2 回程度以上勤務する医師が 1 人以上必要です。

### ③生活相談員

○利用者が 100 人又はその端数を増すごとに常勤換算方法で 1 人以上の生活相談員が必要です。

○生活相談員のうち 1 人以上は常勤でなければなりません。

※特別養護老人ホーム等に併設された利用定員が 20 人未満の事業所は、常勤で配置しないことができます。

○生活相談員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉主事
- ・精神保健福祉士

### ④介護職員又は看護職員（看護師、准看護師）

○利用者数が 3 又はその端数を増すごとに常勤換算方法で 1 人以上の介護職員又は看護職員が必要

となります。

○介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤でなければなりません。

※特別養護老人ホーム等に併設された利用定員が20人未満の事業所は、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができます。

○上記の基準を満たしたうえで、以下のとおり勤務体制を確保すること。

#### 【従来型事業所（多床室，従来型個室）】

○夜間及び深夜（昼間を除く16時間）は、介護職員又は看護職員を利用者の数が25人以下の場合は1以上、26～60人以下は2以上、61～80人以下は3以上、81～100人以下は4以上、101人以上の場合は4に利用者数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置すること。

#### 【ユニット型事業所】

○ユニットリーダー研修を受講した常勤のユニットリーダーを2名以上配置すること（ただし、2ユニット以下の事業所は1名でよい。また、ユニット型特別養護老人ホーム等に併設されている場合は、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよい。）

○昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

○夜間及び深夜（昼間を除く16時間）は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

#### ⑤栄養士

1人以上必要です。

※利用定員が40人以下の事業所については、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士の兼務等により適切な栄養管理が行われる場合は、配置しないことができます。

#### ⑥機能訓練指導員

○利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導員を1人以上配置しなければなりません。

○機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員（正看護師又は准看護師）
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

#### ⑦調理員その他の従業者

○短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数を配置すること。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

#### ①利用定員

○20人以上（特別養護老人ホーム等に併設された場合を除く）

○制度改正により、従来型とユニット型はそれぞれ別事業所として指定されることとなったため、従来型とユニット型が混在する単独型事業所は、それぞれの利用定員が20人以上であることが必要です。（制度改正前に一部ユニット型として指定を受け、従来型とユニット型の合計利用定員が20人以上の場合を除く）

## ②設備基準

○次の施設・設備を設けること（詳細は別紙基準で確認してください）

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、設備基準は同じです。

### 【従来型（多床室、従来型個室）及びユニット型事業所共通】

- ・事務室，医務室，調理室，洗濯室（場），汚物処理室，介護材料室
- ・廊下：幅1.8m以上（中廊下は2.7m以上）
- ・常夜灯：廊下，便所その他必要な場所に設けること。
- ・傾斜路又はエレベーター：居室，機能訓練室，食堂，浴室及び静養室が2階以上の階にある場合に設けること。
- ・消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること（消火器，スプリンクラー等）。
- ・特別養護老人ホーム等に併設された事業所の場合，両施設・事業所の効率的運営が可能であり，かつ，利用者の処遇に問題がないときは，特別養護老人ホーム等の設備（居室を除く）を利用することができます。

### 【従来型事業所】

- ・居室，食堂，機能訓練室，浴室，便所，洗面設備，静養室，面談室（相談室），介護職員室，看護職員室

※主な施設・設備の基準

- ・居室：定員は1室4人以下とし，1人あたりの床面積は10.65㎡以上
- ・食堂及び機能訓練室：それぞれ必要な広さを有し，その合計面積が3㎡に利用者定員を乗じて得た面積以上（有効面積とし，建物の構造上撤去できない柱や備付けの収納設備等は含めない。また，事務室や相談室への出入りに機能訓練室を通行するときは，通路（幅1m）として有効面積から除外すること）

### 【ユニット型事業所】

- ・ユニット（居室，共同生活室，洗面設備，便所），浴室，洗濯室（場）

※主な施設・設備の基準

- ・居室：いずれかのユニット（利用定員10人以下）に属し，共同生活室に近接し一体的に設ける（共同生活室に隣接又は共同生活室に隣接している居室に隣接していること）こととし，定員は1室1人（夫婦部屋は2人可），1人あたりの床面積は10.65㎡以上
- ・共同生活室：ユニットごとの利用定員に2㎡を乗じて得た面積以上

## ③運営基準

運営基準については，水戸市条例を参照してください。

なお，ユニット型の介護報酬は，単に個室にするだけでなく，共同生活室等のユニット型に必要な設備を設けるほか，ユニットケアに必要な職員の勤務体制を確保したうえ，ユニットケアサービスを提供している場合に算定可能となります。

## 2 共生型短期入所生活介護の基準

共生型短期入所生活介護は、指定短期入所事業者（障害者支援施設（障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。）の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。）が、要介護者に対して提供する指定短期入所生活介護をいうものであり、共生型短期入所生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

### (1) 従業者の員数及び管理者

#### ①従業者

○指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

この場合において、昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することとなっているが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算すること。

#### ②管理者

指定短期入所生活介護の場合と同趣旨ですので、本手引きの「1 (2) ①管理者」の項目を参照してください。

なお、共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えありません。

### (2) 設備に関する基準

○指定短期入所事業所の居室の面積が、当該指定短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者及び障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要であること。

(3) 指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

### (4) 運営に関する基準

#### ①運営基準

○短期入所生活介護等の運営基準の規定は、共生型短期入所生活介護に準用されます。

○運営基準については、水戸市条例を参照してください。

#### ②利用定員

○指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。つまり、指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用

に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となります。例えば、併設事業所で利用定員 20 人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて 20 人という意味であり、利用日によって、要介護者が 10 人、障害者及び障害児が 10 人であっても差し支えありません。

### 3 申請の流れ

#### (1) 事前協議

○施設設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから移転（変更）して下さい。

○事前協議は、水戸市介護保険課管理係（029-297-1018）にご予約のうえ、「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参願います。

○建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず、事業を実施する事業主が、事業内容をご説明願います。

○建設・開発部署にも必ず事前説明及び確認を行ってください。（土地及び建物の使用制限、または、開発許可等が必要な場合がありますので、事前に確認しておくこと）

○建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。

○消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、所管する消防署に確認してください。

○食事を提供する場合にあっては、所管する保健所に確認を行ってください。

○建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので、事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。

#### (2) 申請書提出

○電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の 1 か月前までに、全ての申請書類及び指定申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。

○書類に不備がある場合等は、審査期間が 1 か月を超える場合があります。

○申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。また、指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめ御了承ください。

○介護保険サービスの実施にあたり所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

### 4 申請に必要な書類

①指定申請書（様式第 1 号）

②実施形態に応じた以下のいずれかの付表

- ・付表 8-1（単独型、共生型短期入所生活介護）
- ・付表 8-2（本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型）
- ・付表 8-3（本体施設が特別養護老人ホームの場合）

③申請者の登記事項証明書又は条例等

・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく短期入所生活介護事業を実施する旨（介護予防サービスを実施する場合にはあわせてその旨）が規定されていることが必要です。

④申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）

・事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。

⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

・単位ごとに作成し、管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

⑥従業者の資格証の写し

・資格が必要な職種は必ず添付してください。  
・資格証写しへの本人の署名押印は不要です。

⑦事業者との雇用関係を確認できる書類

・従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

⑧事業所の平面図

・用途、面積、備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。

⑨建物の賃貸借契約書の写し（建物が賃貸借物件である場合のみ）

⑩事業所の写真

・事業所の外観および内部設備が明確なカラー写真を添付してください。

⑪設備等に係る一覧表

・基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑫運営規程

・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

**【従来型事業所（多床室、従来型個室）】**

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員（共生型短期入所生活介護の利用定員）（従来型特別養護老人ホームの空床利用のみ場合は記載不要）

(4) 指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の送迎の実施地域

(6) サービス利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 苦情の処理手順及び窓口

(11) その他運営に関する重要事項

**【ユニット型事業所】**

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員（共生型短期入所生活介護の利用定員）（ユニット型特別養護老人ホームの空床利用のみ場合は記載不要）

- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（同上）
  - (5) 指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の実地の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) 苦情の処理手順及び窓口
  - (12) その他運営に関する重要事項
  - ⑫利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - ⑬協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容に関する書類
    - ・緊急時において円滑な協力を得るため、医療機関（通常の実地地域内にあることが望ましい）とあらかじめ必要な事項を取り決め、その契約書等の写しを添付してください。
  - ⑭介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
  - ⑮介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（**介護予防サービスの指定を併せて受ける場合は必要**）
  - ⑯重要事項説明書及び契約書の様式
  - ⑰事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書
    - ・法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。
  - ⑱損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書写し等）
  - ⑲建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（建築物等検査済証）
  - ⑳消防法施行規則第31条の3第4項の規定により交付された検査済証（消防用設備等検査済証）
  - ㉑介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）
  - ㉒介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
  - ㉓上記加算届の添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）
  - ㉔特例による指定を不要とする旨の申出書
- ※障害福祉サービスの指定短期入所事業者の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例による指定を不要として、指定申請する場合に提出して下さい。
- 《以下は共生型短期入所生活介護として申請する場合に必要な書類》
- ㉕障害福祉サービス（指定短期入所事業者の指定を受けた事業者（障害者支援施設の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。））の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し
  - ㉖指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類。（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）

## 5 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いします。

### 【参考】

○厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。

○福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>

全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。

○例規集

水戸市 HP より、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2) 事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

(3) 介護保険法による指定申請のほかに、老人福祉法に基づく届出が必要です。

①特別養護老人ホーム等の他の施設を共有する場合：

『老人居宅生活支援事業の開始届』

②単独で施設を設置する場合：

『老人デイサービスセンター等設置届』

事業開始日より前に、水戸市高齢福祉課に提出してください。

## 6 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

・事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお越しください。

・申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。